

議案第14号

倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第9号ウを次のように改める。

ウ その他事務 事業の委託 (ア) 委託の 決定	○	○ 1,000 未満	○ 800 未 満	○ 500 未 満	○ 50未満	財政課長 (20,000以上 の契約及び長 期継続契約（ 倉敷市長期継 続契約を締結 することがで きる契約を定 める条例第2 条各号に掲げ る契約であっ て、新規分に 限る。以下「 新規長期継続 契約」とい う。）に限る。
---------------------------------------	---	------------------	-----------------	-----------------	-----------	---

								) 契約課長 (新規長期継続契約及び 20,000以上の 建設工事の施 工を目的とす る契約であっ て、プロポー ザル方式(性 質又は目的 が、価格のみ による競争入 札に適さない と認められる 業務の受注者 を選定する際 に、公募等で 当該業務に係 る企画提案書 等の提出を受 け、審査及び 評価を行って 当該業務の履 行に最も適し た事業者を随 意契約の候補 者として選定 する方法をい
--	--	--	--	--	--	--	--	--

						う。以下同じ。)又はコンペ方式(対象業務に関して設計案、企画案等の提出を受け、最も優れた内容の提案を選定する方法をいう。以下同じ。)によるものに限る。) 教育企画総務課長 (労働者派遣契約に限る。) 契約課長 (20,000以上の建設工事の施工を目的とする契約に限る。)
(イ) 優先交渉権者の決定(プロポーザル方式及びコンペ方式によるものに限る。)	○	○ 1,000 未満	○ 800 未 満	○ 500 未 満	○ 50未満	
(ウ) 入札者の指名又は		○	○ 800 未	○ 500 未	○ 50未満	

見積書提出 者の選定			満	満		
(エ) 委託契 約の締結	○	○ 1,000 未満	○ 800 未 満	○ 500 未 満	○ 50未満	財政課長 (20,000以上 の契約及び新 規長期継続契 約に限る。) 契約課長 (新規長期継 続契約に限る。) 教育企画総務 課長 (労働者派遣 契約に限る。)
(オ) 委託契 約締結後の 内容の変更 及び履行期 限の変更の 決定並びに 変更契約の 締結	○	○ 100 未 満	○ 80未満 又は履 行期限 の変更	○ 50未満 又は履 行期限 の変更	○ 5未満	財政課長 (ア) 及び (エ) で合議 したものに限 る。ただし、 履行期限のみ の変更を除く。)

別表第2 学校教育部の表学事課の項中 1.7 を 1.8 とし、7 から 1.6 までを 1 ずつ繰り下げ、
6 の次に次のように加える。

7 倉敷市就学援助規則に基づく 就学援助の給付決定（学校給食 費及び医療費を除く。）			○	
--	--	--	---	--

別表第2 学校教育部の表保健体育課の項に次のように加える。

5	倉敷市就学援助規則に基づく 就学援助の給付決定（学校給食 費及び医療費に限る。）			○	
---	--	--	--	---	--

別表第3 職務権限事項の項中「，情報学習センター館長」を削り，同表注1中「，情報学習センター」を削る。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

提案理由

プロポーザル方式等による2億円以上の建設工事の施工にかかる契約について契約課への合議を必要とするため並びに就学援助の給付決定に係る個別専決事項を付与することにより事務の迅速化を図る等のため，規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新								旧							
○倉敷市教育委員会職務権限規程								○倉敷市教育委員会職務権限規程							
別表第1（第18条，第23条，第26条関係）（事務局共通専決事項）								別表第1（第18条，第23条，第26条関係）（事務局共通専決事項）							
職務権限事項	決裁区分						合議先	職務権限事項	決裁区分						合議先
	教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長			教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長	
5 支出の管理 (9) 委託料 ウ その他事務 事業の委託 (ア) 委託 の決定____ ____		○	○ 1,000 未満	○ 800未 満	○ 500未 満	○ 50未 満	財政課長 (20,000以 上の契約及 び長期継続 契約（倉敷 市長期継続 契約を締結 することが できる契約 を定める条 例第2条各 号に掲げる 契約であっ て，新規分 に限る。以	5 支出の管理 (9) 委託料 ウ その他事務 事業の委託 (ア) 委託 の決定 <u>及び</u> <u>委託契約の</u> <u>締結</u>		○	○ 1,000 未満	○ 800未 満	○ 500未 満	○ 50未 満	財政課長(2 0,000以上 の契約及び 長期継続契 約（倉敷市 長期継続契 約を締結す ることがで きる契約を 定める条例 第2条各号 に掲げる契 約であっ て，新規分 に限る。以

下「新規長期継続契約」という。）に限る。）
契約課長
（新規長期継続契約及び20,000以上の建設工事の施工を目的とする契約であって、プロポーザル方式（性質又は目的が、価格のみによる競争入札に適さないと認められる業務の受注者を選定する際に、公募等で当該業務に係る企画提案

下「新規長期継続契約」という。）に限る。）
契約課長
（新規長期継続契約

書等の提出
を受け、審
査及び評価
を行って当
該業務の履
行に最も適
した事業者
を随意契約
の候補者と
して選定す
る方法をい
う。以下同
じ。）又は
コンペ方式
（対象業務
に関して設
計案、企画
案等の提出
を受け、最
も優れた内
容の提案を
選定する方
法をいう。
以下同じ。）
によるもの
に限る。）
教育企画総

に限る。）
教育企画総

(イ) 優先
交渉権者の
決定（プロ
ポーザル方
式及びコン
ベ方式によ
るものに限
る。）

(ウ) 入札
者の指名又
は見積書提
出者の選定

(エ) 委託
契約の締結

○ ○ ○ ○ ○
1,000 800 未500 未50 未満
未満 満 満

○ ○ ○ ○ ○
800 未 500 未 50 未
満 満 満 満

○ ○ ○ ○ ○
1,000 800 未 500 未 50 未満
未満 満 満

務課長
（労働者派
遣契約に
限る。）

契約課長
（20,000以
上の建設工
事の施工を
目的とする
契約に限
る。）

財政課長
（20,000以
上の契約及
び新規長期
継続契約に
限る。）
契約課長
（新規長期

(イ) 入札
者の指名又
は見積書提
出者の選定

○ ○ ○ ○
800 未 500 未 50 未
満 満 満 満

務課長（労
働者派遣契
約に係る委
託の決定に
限る。）

継続契約に限る。)
教育企画総務課長
(労働者派遣契約に限る。)

(オ) 委託
契約締結後の内容の変更及び履行期限の変更の決定並びに変更契約の締結

○
○
○
○
○
100未満
80未満又は履行期限の変更
50未満又は履行期限の変更
5未満

財政課長
((ア) 及び (エ) で合議したものに限る。ただし、履行のみの変更を除く。)

(ウ) 委託
契約締結後の内容の変更及び履行期限の変更の決定並びに変更契約の締結

○
○
○
○
○
100未満
80未満又は履行期限の変更
50未満又は履行期限の変更
5未満

財政課長
((ア))
で合議したものに限る。ただし、履行のみの変更を除く。)

別表第2 (第18条, 第22条, 第23条関係) (事務局個別専決事項)
学校教育部

課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	部長	課長	係長・主任
学事課	1 学校休業日変更の承認			○	
	2 県費負担教職員の昇給内申			○	
	3 教育実習の承認			○	
	4 児童生徒の就学すべき学校の指定				○

別表第2 (第18条, 第22条, 第23条関係) (事務局個別専決事項)
学校教育部

課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	部長	課長	係長・主任
学事課	1 学校休業日変更の承認			○	
	2 県費負担教職員の昇給内申			○	
	3 教育実習の承認			○	
	4 児童生徒の就学すべき学校の指定				○

5	児童生徒の指定学校変更の承認		○	5	児童生徒の指定学校変更の承認		○
6	要保護，準要保護児童生徒の認定		○	6	要保護，準要保護児童生徒の認定		○
7	<u>倉敷市就学援助規則に基づく就学援助の給付決定（学校給食費及び医療費を除く。）</u>		○				
8	奨学金の貸付及び給付の停止並びに返還の減免及び猶予	○		7	奨学金の貸付及び給付の停止並びに返還の減免及び猶予	○	
9	奨学生の辞退承認	○		8	奨学生の辞退承認	○	
10	奨学生の異動報告等の処理		○	9	奨学生の異動報告等の処理		○
11	県費負担教職員の服務関係諸届の処理	○		10	県費負担教職員の服務関係諸届の処理	○	
12	学校（園）に勤務する市費職員の出張命令（園長の出張，その他職員の県外及び泊を伴う出張に限る。ただし，海外出張を除く。）		○	11	学校（園）に勤務する市費職員の出張命令（園長の出張，その他職員の県外及び泊を伴う出張に限る。ただし，海外出張を除く。）		○
13	学校（園）に勤務する市費職員の年次休暇，療養休暇及び特別休暇並びに欠勤の承認（園長の休暇，欠勤並びにその他職員の引き続き1週間以上の年次休暇及び療養休暇に限る。）		○	12	学校（園）に勤務する市費職員の年次休暇，療養休暇及び特別休暇並びに欠勤の承認（園長の休暇，欠勤並びにその他職員の引き続き1週間以上の年次休暇及び療養休暇に限る。）		○
		引き続き1週間以上の年次休暇及び療養休暇は，教育企画総務課長へ合議				引き続き1週間以上の年次休暇及び療養休暇は，教育企画総務課長へ合議	
14	管理職員特別勤務の確認		○	13	管理職員特別勤務の確認		○

1 指定部署とは、教育センター、埋蔵文化財センター_____
、倉敷公民館、水島公民館、児島公民館及び玉島公民館をいう。

倉敷所 長	市民学 習セン ター館 長，倉敷 中央学 校給食 共同調 理場所 長	然史博 物館 長，科 学セン ター館 長	館長， 埋蔵文 化財セ ンター 館長， <u>情報学 習セン ター館</u> 長，倉 敷・水 島・児 島・玉 島公民 館長， 青少年 育成セ ンター 所長， 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長	敷・水 島・児 島・玉 島公民 館長を 除く。）， 図書館 長（中 央図書 館長を 除く。）
----------	--	-------------------------------------	--	--

1 指定部署とは、教育センター、埋蔵文化財センター、情報学習センタ
ー、倉敷公民館、水島公民館、児島公民館及び玉島公民館をいう。